



保育者養成課程において 多文化保育を学ぶ授業の試み



1. 背景

日本では、1990年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、アジアや南米からニューカマーと呼ばれる外国人の来日が急増した。その後、ニューカマーの定住化に伴い、日本社会の民族的・文化的多様化が進むのと同時に、保育園の「多文化化」が広く認められるようになり、保育の現場では、外国につながる子どもの保育や保護者対応に関する課題に取り組んできた。法務省の統計¹⁾によると、2020(令和2)年末時点の在留外国人数は288万7,116人で、その内、0歳から6歳の子どもの数は、12万5,340人である。日本国内の少子化に歯止めがかからない中、外国につながる子どもの数は、0歳～6歳いずれの年齢でも年々増加の傾向がみられる。2019年4月

に施行された「改正入管法」では、新たに「特定技能」1号と2号という在留資格が設けられたが、2号は家族帯同が認められていることから、外国につながる子どもの数は今後も増加することが予想されている。

2. 求められる保育者の専門性

上述した社会的背景の中、保育現場では、異文化理解や多様性の尊重が、保育者に求められる専門性の一つとなってきている。香曾我部(2011:54-57)は、「保育者論」に関する先行研究を対象に内容分析し、保育者の専門性がどのように述べられてきたかを、「保育者の本質」、「現代社会が保育者に求める専門性」、「保育者集団の中で求められる専門性」、「保育者個人に求められる専門性」の

4つに分類している。その内、「現代社会が保育者に求める専門性」では、「子育て支援」や「特別支援」と共に「多文化共生」を挙げ、「異文化理解・在住外国人」や「ジェンダー・人権教育」の項目が含まれているとしている。

また、2017(平成29)年3月に改訂となった『保育所保育指針』では、旧指針にもあった「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。²⁾」に、新たに「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国家、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。³⁾」や「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。⁴⁾」という記載が追加された。また、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』でも、「海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児の幼保連携型認定こども園の生活への適応」が挙げられ、「安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。⁵⁾」と示され、文化の多様性を理解し、個々の違いに配慮した保育を行うことが保育者に求められていることが分かる。

しかしながら、堀田(2009:162-163)は、保育者養成校の学生に対して実施した質問紙調査の結果から、「多文化保育に比較的関心の高い大学生においても保育所保育指針の内容の認知度および日本語を母語としない子どもへの保育に関する意識は、多様化する保育ニーズに十分に対応できる水準にあるとは言えない」とし、多様性の受容等に関わる保育の配慮事項について、保育者養成課程のカリキュラムに組み込むことや、多文化保育に関するより具体的な知識や技術を指導していくことの必要性を述べている。保育者となり現場に出る以前の、保育者養成の段階から「多文化保育」を学び、実践していくことの必要性は韓(2018)や山本(2016)などでも指摘されている。また、三浦(2010)は、「みんなと違うから面白い」という発想を大切にしたい保育実践ができる資質や能力の形成に取り組むことが保育者養成の課題だとしている。

保育者養成課程においては現在、さまざまな科目の中

で、多文化保育⁶⁾に向けた保育者養成が模索されている。高井(2019)は、「保育内容総論」の初回の講義内で、「外国にルーツのある友達と交流した経験」についての質問紙調査を行い、その結果に基づいて授業を構成している。限られた時間の中で、学生にまず理解してほしいこととして、「子どもの権利・多文化共生の理解」、「言語への支援」、「食事及び文化の理解」を選定し、データを使って在留外国人や外国籍の子どもの実態を示したり、保育現場で想定できることを取り上げ、乳幼児への保育や保護者支援における留意事項などを説明している。加えて、言葉の獲得と母語保持の大切さを学ぶために、NPO法人「にわたりの会」の実践を紹介し、学生が実際に教材などを使用する演習の時間や、外部講師を招き、外国につながる子ども当事者の経験を聴く時間も設けている。

また、佐々木(2018;2019)では、新たに「多文化保育」という科目を設置し、講義だけではなく、複数の体験授業を取り入れていることが紹介されている。一つ目は、学生がボランティアとして参加する「わくわく広場」の活動である。「わくわく広場」とは、外国籍の子どもたちが遊びを通して日本語や日本文化に触れる機会を提供するための遊び広場で、地域のイベントの中で開設されている。学生らは、絵本の読み聞かせやパネルシアターを実演するシアターコーナー、折り紙、紙皿工作などを行う制作コーナーなどを担当することを通して、子どもたちと交流する体験をする(佐々木ら2016)。二つ目は、外国籍園児が多く在園する保育園における保育実践の体験である。学生らは実際に園を訪問し、園で行われているリズム活動に参加したり、保育を観察したりすることに加え、園長や外国籍保育士らとの懇談の場で講話を聴いたり、質問をしたり、やりとりをする機会も設けられている。

本稿では、先行研究に学びながら、担当する保育内容「言葉」に関する科目内で行った多文化保育への理解を促すための取り組みを振り返り、次年度に向けた課題を整理し、より良い授業実践のあり方を探る。

3.

多文化保育を学ぶ授業の構成

本科目の授業形態は、主に遠隔授業で、一部対面授業を取り入れたものであった。基本的な授業の受け方は、Google Classroomに投稿された授業動画を、ワークシートにメモをとりながら視聴し、添付された補足資料や補足動画も参考に、授業の理解度を高めるための小課題（5から10問程度のクイズや文章題）に回答するという流れである。

取り組みを始めた最初の学期では、15コマの内の1コマを「ことばの発達に関する課題」についての講義にあて、『幼稚園教育要領』第1章総則第5「特別な配慮を必要とする幼児への指導」にあげられている「障害のある幼児などへの指導」と「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応」との二つのトピックを扱っていたが⁷⁾、取り扱う内容の量が他に比べて多くなり、学生の負担が大きかったことから、現在は二つのトピックをそれぞれ1コマずつに分けている。以下では、外国につながる子どもへの多文化保育についての授業に焦点をあてて、検討を進める。

(1) 授業の内容

授業ではまず、『幼稚園教育要領』内の文章を読み合わせ、理解を促すところから始め、個々の幼児の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫や、組織的かつ計画的に指導することが求められていることを確認した。次に、在留外国人が増加した背景を説明すると同時に、在留外国人数の経年変化や国籍の割合、就学前の子どもの数や国籍の割合などに関する法務省の基本データを示した。また、在留外国人が共に日本に暮らす、学生らと同じ生活者であることを意識づけるために、関東圏に焦点化したデータや、学生らがこれから実習をし、就職する保育現場における多文化化の調査結果をあわせて示した。

続いて、外国につながる子どもと保護者の支援について『保育所保育指針』内の文章を読み合わせ、理解を促した。その上で、指定教科書以外にも、『多文化保育・教育

論』や『保育者のための外国人保護者支援の本』なども活用し、外国につながる子どもに対する保育における課題や実際の保育の取り組みについて説明をした。さらに、保護者とのコミュニケーションの大切さを理解すると同時に、その難しさも知ってもらうために、複数の事例を取り上げ、保護者と保育者の双方の立場から、それぞれの思いを考え、伝わらないもどかしさなどを感じてもらえるようにした。

(2) 補足資料

1コマという限られた時間内であるため、授業前後の予習・復習につながる材料として、授業内容を補足するための資料を複数用意した。一つは、外国につながる子どもを受け入れる保育現場の様子を、写真やデータ、保護者と保育者の会話などを含め示しているネット資料である。二つ目と三つ目は、いずれも新聞記事だが、関東圏の話題だけではなく、東北地方の話題も取り上げ、多文化保育への理解と対応が全国的な課題であることを示すと同時に、園の取り組みの実際について理解できるようにした。さらに、神戸市こども家庭局によって作成された多言語の「就学前児童施設のための指さしコミュニケーションシート」などを紹介した。

(3) 実践に向けた活動案、指導案、保育教材の作成

多文化保育について「知る」だけではなく、実際の保育実践につなげてもらうために、(1)の授業後は、短い時間だが多文化保育について考えてもらうための積み上げ式の課題を毎週課した。学生は授業の後半で、自身が作成した指導案に基づいた模擬保育を行うが、まず、「保育を行うクラス内に外国につながる子どもがいる」ことを想定し指導案を作成するよう伝えた。加えて、主活動で使用する保育教材の作成も課題として提示した。学生は毎週、活動案を思案したり、保育教材の完成予想図をイメージしたり、想定される子どもの姿やその際の保育者の具体的な援助や言葉がけについて考える。そして、最終段階では、指導案と保育教材の作成、模擬保育へとつながる流れである。

(4) 絵本ノート

当該科目では、授業の小課題として、毎回1冊以上の絵本ノートを提出することを課している。絵本ノートは、授業で提出する課題として取り組むというよりは、実習現場で、また就職後も使えるノートとして作成してほしい旨を伝え、ノートに記載する内容も、学生個人に委ねるとしている。上述のとおり、多文化保育について扱える時間は限られているため、絵本ノートの説明では、国や文化、障がいなどをテーマとする多文化絵本を取り上げ、これまで読んだことのない絵本に触れることも勧めている。すべての学生が多文化絵本をノートにするわけではないが、学生の興味・関心に沿って選書された絵本を通して、学生自身が主体的に学びをつなげていくことを期待して行った。

この授業では、多文化保育について「知る」ことから始まっているが、「知る」ことは最終目的ではなく、学生には、その先の物の見方や考え方といった価値観や行動の変容を期待している。その変容が起こるためには、多文化保育を他人ごととするのではなく、自分ごととして捉える視点の獲得が不可欠だと考える。学生らのコメントや質問をみると、自分が実習生や保育者として外国につながる子どもやその保護者と向き合う場面を想定したものが多く、自身の立場や役割について意識し始めていることが分かる。

4.

今後の課題について

以下、今後の課題を整理し、対応案を検討してみる。

一つは、「外国＝アメリカ、外国語＝英語」というイメージの更新である。(3)実践に向けた活動案、指導案、保育教材の作成にあたって、筆者は「保育を行うクラス内に外国につながる子どもがいる」という設定を提示したが、その際、特定の国籍や言語については言及していない。それにもかかわらず、学生の提出した活動案や教材の完成予想図をみると、少なくとも学生が、「外国＝アメリカ、外国語＝英語」と捉えたのではないかと考えられる記述がみられた。(1)では、就学前の子どもの数や

国籍の割合などに関するデータを示しているため、英語母語話者の割合が高いわけではないことを理解していると思われるが、イメージは簡単には変化しづらいのではないかと考えられる。この課題に対応するための方法として、谷口(2019)が参考になる。

保育者養成課程科目ではないが、授業外の取り組みとして、谷口(2019)では、学内における多文化・多言語講座の開催と、海外での保育活動を含む研修実施の取り組みが紹介されている。前者では、①英語、②韓国語、③中国語、④ベトナム語、⑤ポルトガル語、⑥ネパール語、⑦ヒンディー語の7言語のネイティブスピーカーを招き、各国の言語や文化について学ぶ機会を設けている。また、後者では、4泊5日で大韓民国釜山市を訪問し、語学研修を受けたり、保育施設(オリニジップ)を視察したりし、実際に現地での交流体験ができるプログラムを提供している。このような取り組みは、「外国＝アメリカ、外国語＝英語」の枠組みを崩すために有効だと考えられる。

二つ目も一つ目に関連するが、「外国につながる子ども→言語の違い→リテラシー重視の活動」という連想の更新である。差異に着目することは大切なことだが、言語に着目するあまり、学生らが本来持っている自由な発想力や想像力が弱まり、日本語や英語の読み書きを教えるという活動案を作成する学生の姿も見受けられた。説明時に幼児期の文字活動は、小学校教育の前倒しになってはならないことや、幼児教育で大切にされている遊び・環境を通じた学びの重要性についても伝えてはいるが、説明の難しさがあると感じている。この課題に対応するための方法としては、外国につながる子どものいる保育場が観察できる視聴覚教材の使用や、現場の保育者に実際の保育活動を教授いただき、学生と交流する機会を設けることなどが考えられる。保育における工夫や教材研究などについても学ぶことで、外国につながる子どもだけではなく、すべての子どもたちの育ちに寄与する活動案が作成できるようになるのではないかと考える。

これら二つの課題からは、学生-教員間だけではなく、外部講師や保育現場との交流の機会を設けることの意義がみえてくる。同様に、学生間の交流の場も十分に

確保することにより、自由に話し合える雰囲気を作られていくのではないかと考える。その他、授業全体に通底する多文化保育の視点をどのように形成していけるかについては、今回の(3)実践に向けた活動案、指導案、保育教材の作成同様、外国につながる子どもについて考えることがあたり前になるように、毎回の授業で関連する事例を導入したり、身のまわりで感じる多文化について、学生自身に報告してもらうなど、さまざまな方法を検討していきたい。

註

- 1) 法務省「令和2年末現在における在留外国人数について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00014.html
(2021年11月22日閲覧)。
- 2) 「第2章保育の内容」「4 保育の実施に関して留意すべき事項」オ
- 3) 「第2章保育の内容」「3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」「ウ 環境」「(ウ) 内容の取扱い」④
- 4) 「第4章子育て支援」「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」「(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援」ウ
- 5) 「第1章総則」「第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等」「3 特別な配慮を必要とする園児への指導」(2)
- 6) 本稿では、多文化保育と多文化共生保育を区別せずに用いる。
- 7) 佐々木(2018)は「多文化」を広い意味で捉え、外国人保育だけでなく、障がいや性を含めた多様性についても対象とした授業を展開している。筆者も将来的には、外国につながる子どもの保育以外のテーマも広く扱いたいと考えているが、時間的な制約などの問題をどのように解決していくかは今後の課題である。

引用文献

- 香曾我部琢(2011)「保育者の専門性を捉えるパラダイムシフトがもたらした問題」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』59(2)、pp.53-68
- 韓在熙(2018)「多文化保育実践における保育者の認識についての研究—八尾市の事例から—」『四天王寺大学紀要』65、pp.435-451
- 咲間まり子編(2014)『多文化保育・教育論』みらい
- 咲間まり子監修(2020)『保育者のための外国人保護者支援の

本』かもがわ出版

- 佐々木由美子(2018)「保育者養成における多文化理解の涵養—保育教材研究Ⅰ(多文化保育)の授業実践から—」『足利短期大学研究紀要』38(1)、pp.17-27
- 佐々木由美子(2019)「保育者養成における多文化保育の涵養(2)—保育園の実践を体験して—」『社会福祉科学研究』(8)、pp.99-106
- 佐々木由美子・林恵・塩澤恵美・岡本紘子(2016)「遊び広場の活動が多文化コミュニティにもたらしたもの—運営者の意識変容に着目して—」『地域福祉サイエンス』(3)、pp.1-8
- 高井芳江(2019)「保育者養成課程における多文化共生保育のあり方に関する一考察—多文化共生保育の講義をどう構築するか—」『名古屋女子大学紀要。家政・自然編、人文・社会編』(65)、pp.321-333
- 谷口征子(2019)「多文化保育を実現させるための試み—保育を学ぶ学生の異文化体験を通して—」『保育ソーシャルワーク学研究』(5)、pp.93-105
- 堀田正央(2009)「多文化共生社会における保育士の専門性向上に関する研究」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』(9)、pp.159-163
- 三浦正子(2010)「外国人労働者の子育てに関する一考察—東海地区の保育所における多文化共生保育を中心に—」『現代教育学部紀要』(2)、pp.89-103
- 山本尚史(2016)「保育者養成における多文化保育についての一考察—長崎市における保育者の研修と行政の取り組みに着目して—」『長崎女子短期大学紀要』40、pp.48-53